

当社における介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みは以下のとおりです。

## 1. 介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

事業所名称	事業種別	サービス種別	特定処遇改善加算区分	特定処遇改善加算率
プラチナ訪問介護ステーション博多 プラチナ訪問介護ステーション田島	介護保険	訪問介護	介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	6.3%
		総合事業（独自）A2		
	障がい福祉サービス	居宅介護	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ	5.8%
		重度訪問介護		3.6%
プラチナ訪問介護ステーション久留米壱番館 プラチナ訪問介護ステーション久留米弐番館	介護保険	訪問介護	介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	6.3%
		総合事業（独自）A2		
	障がい福祉サービス	居宅介護	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ	5.8%
		重度訪問介護		3.6%
		同行援護		11.5%

### 2-1. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（介護保険）

資格の向上	○	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	○	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	○	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	○	ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
その他	○	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	○	非正規職員から正規職員への転換

### 2-2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（障がい福祉サービス）

資格の向上	○	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	○	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	○	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	○	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
その他	○	障がい福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	○	非正規職員から正規職員への転換